

資料4(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

発電機・蓄電池等の購入費の助成（日常生活用具）について

本市では令和2年4月から、災害による広域かつ長期の停電に備えるため、発電機や蓄電池等を日常生活用具給付事業の対象品目に追加します。

1 対象者

- ・ 在宅で人工呼吸器、吸引器、在宅酸素（酸素濃縮器）のいずれかを使用している方（障害者手帳の交付を条件としない）
- ・ 市民税所得割 46 万円（※）以上の方のいる世帯は支給対象外
※政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、税率 6 % を適用した金額

2 補助率

9/10

※基準額を超えた分は自費となります。

※世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、1ヶ月の負担する上限額が定められています。

3 対象品目・基準額

	品目	基準額
1	正弦波インバーター発電機	120,000 円
2	ポータブル電源（蓄電池）	60,000 円
3	DC/AC インバーター（カーインバーター）	30,000 円
4	足踏式・手動式吸引器	12,000 円

※ 1～3 はいずれか一種類

※ 4 は既に電動吸引器の支給を受けている方も対象

4 窓口

各区保健福祉センター高齡障害支援課

（手続き等は従前の日常生活用具と変更ありません）

発電機をはじめとして、今回追加した品目については、必要なメンテナンスをしないと、いざというときに使用できない可能性もあります。また、住環境等によっては使用できない機器もありますので、十分検討したうえで購入ください。（申請手続きは購入前に必要です）